

権利擁護を支える法制度

関わる組織・団体・専門職

家庭裁判所、法務局、市町村、社協
権利擁護に関わる中核機関
弁護士、司法書士、社会福祉士

権利擁護の意義と支える仕組み

権利擁護の意義
福祉サービスの適切な利用
苦情解決の仕組み
虐待・暴力防止関連法
差別禁止法
意思決定支援ガイドライン

虐待・暴力防止関連法
児童、配偶者（DV）、高齢者、障害者
差別禁止法
障害者差別解消法
意思決定支援
基本的考え方、ガイドラインなど

直面する法的諸問題

インフォームドコンセント
プライバシー・個人情報
守秘義務・通報

成年後見関連の最近の動向
⇒成年後見関係事件の概況
成年後見制度利用促進法
(基本計画)

成年後見制度

法定後見制度、任意後見制度の理解、最近の動向
成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業
実施主体
利用対象者
サービス内容

法定後見制度

対象は？ 後見・保佐・補助

任意後見制度

対象は？ 任意後見契約（公正証書）

成年後見制度利用支援事業
⇒関連して…
障害者総合支援法
介護保険制度 も確認!!

法的基盤（法の基礎）

法と規範、体系、種類、機能
法律の基礎知識、法の解釈
裁判制度・判例など

SWと法律の関わり

権利擁護における人権の役割
市民生活支援と法
SWにかかわる行政法 など

憲法

基本的人権の尊重
自由権、社会権
その他…

民法

意思能力、行為能力
契約、不法行為
親族、親権、扶養
相続、遺言、その他…

行政法

行政行為、行政争訟
情報公開、その他…

権利擁護に必要な法制度

□ 権利擁護における人権の役割

・ 権利擁護と人権

権利擁護：我が国の法制度で保障された諸般の理由で行使できない場合に権利行使を支援や代弁する活動

・ ソーシャルワーカーの行為規範と人権

ソーシャルワーカーが専門職としてクライアントの生活支援を担当する場合の行為規範

⇒ 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」

「前文」「原理」「倫理基準」を通して、すべてのクライアントの人権の尊重を基盤としている

・ 具体的事例における人権のかかわり

① 自由権と権利擁護

② 社会権と権利擁護

③ 法の下での平等と権利擁護

④ 新しい人権と権利擁護

権利擁護に必要な法制度

□ 市民生活支援と法

- ・市民生活を支える法の体系

⇒民法：総則、物権、債権、親族、相続の5編で構成

【様々な場面で民法の知識が必要となる】

- ・社会福祉基礎構造改革と民法
- ・不法行為と民法
- ・クライアントの家族とのかかわりと民法
- ・詐欺・強迫被害と権利擁護

□ ソーシャルワークにかかわる行政法

- ・ソーシャルワークにおける行政法の役割

行政法：無数の行政に関する法の集合体のこと

例) 行政組織法、行政作用法、行政救済法

□ きめ細やかなソーシャルワークにかかわる法制度

憲法

□ 憲法の概要

・ 憲法の最高法規性

・ 憲法の原理

① 憲法の3大原理 ⇒ 基本的人権の尊重（人権尊重主義）、国民主権（国民主権主義）、平和主義

② 権力分立

国家権力を分割して異なる期間にそれぞれ担当させ、各機関の間で抑制と均衡を図ることにより
国家権力による人権侵害を防止するシステム

③ 法の支配

国家権力を法で拘束することにより国民の自由を擁護することを目的とする原理

⇒ 憲法の最高法規性（第98条）、権力によって侵されない個人の人権（第11条、第97条）
法の適正手続き（第31条）、人権保障の役割の担う裁判所の尊重（第81条）など

□ 基本的人権と公共の福祉

・ 基本的人権の体系と種類

① 個人の尊重と人権

個人の尊厳（第13条）：誰もが社会の一員として自己実現することを最大限尊重すること

② 憲法が保障する人権の種類 → 自由権、平等権、社会権、参政権、受益権

・ 人権享有主体性 ⇒ 憲法の人権を受ける地位

① 外国人の人権

② 法人の人権

③ 特別な法律関係にある人の人権享有主体性

外国人に対し保証されていないもの

・ 生存権

・ 参政権

・ 入国と再入国の自由

□ 公共の福祉

⇒ 個人と個人の人権の衝突を調整する公平の原理

内在的制約原理：社会の中ですべての人の人権を共存を目指す消極目的の制約原理

例) ある人のプライバシー権を保障するために新聞社が報道を自粛する場合など

政策的制約原理：形式的平等に伴う弊害を除去し多数の人々の生活の向上を図る積極目的の制約原理

例) 零細小規模商店の営業を守るため大規模商業施設の出店を制約する場合など

□ 平等権

・ 法の下での平等

⇒ 人種、信条、性別、社会的身分または門地などを理由として国家から差別的な扱いを受けない権利

法の下での平等（第14条）：すべての人権に対して平等の基本原則を示す役割を担う包括的な人権

→ 両性の本質的平等（第24条）、教育機会の均等（第26条）、選挙の平等（第44条）など個人的な人権を規定

・ 平等の内容

① 平等の意味

相対的平等：個人の性別・能力・年齢・財産の多寡などの違いに応じた配慮

実質的平等：社会的・経済的弱者が直面する格差や社会的困難の是正に配慮

② 差別禁止事由

例) 相続に関する規定 → 2013年民法改正により、嫡出子・非嫡出子の相続分は同じ割合へ

再婚に関する規定 → 2013年民法改正により、女子の待婚期間は6か月から100日へ

婚姻適齢に関する規定 → 民法改正により2022年から男子18歳、女子16歳から男女ともに18歳へ

憲法

□ 自由権の内容（1）精神的自由

・ 思想・良心の自由（第19条）

- ① 特定の思想を国家から強要されないこと、② 特定の思想を持つゆえに不利益を受けないこと、③ 思想についての沈黙の自由

・ 信教の自由（第20条）

- ① 信仰の自由、② 宗教活動の自由、③ 宗教結社の自由

・ 表現の自由（第21条）

個人が外部に感情や意見などを表明する自由 → 自己統治と自己実現に不可欠な人権

※知る権利：国やメディアに対して各種の表現媒体を介したり、直接に情報を妨げられることなく求める権利

・ 学問の自由

- ① 学問的研究の自由、② 研究成果発表の自由、③ 教授の自由

□ 自由権の内容（2）経済的自由と人身の自由

・ 経済的自由

- ① 職業選択の自由（第22条第1項） → 職業を決定する自由と営業の自由
- ② 所有権の保障 → 現代国家においては財産権は絶対保障ではない

・ 人身の自由

個人の尊厳は自由な行動が確保されることにより実現されることから、すべての人権の前提としての働きを持つ

→ 法定の手續の保障（第31条）：罪刑法定主義の根拠

権利擁護に必要な法制度

□ 社会権

- ・生存権（第25条）⇒ 人に値する生活を実現するための諸条件の確保を国家に請求する権利
法的性格 ⇒ プログラム規定：国がすべての国民に人間に値する生存を営むことができるように努力することを
国政の目標・指針として宣言したもの
- ・その他の社会権
教育を受ける権利（第26条）、勤労権（第27条）、労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権（第28条））

□ 幸福追求権

⇒ 憲法第13条が規定する「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を包括する権利

- ・自己決定権：個人が私生活に関する事柄について公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利
【範囲】 ① 自分の生死に関すること ② 家族のあり方
 ③ ライフスタイルに関すること ④ 性に関すること など
- ・プライバシー権：外部から自分の私生活にみだりに干渉されたり、公開されたりすることを許さない権利
【侵害基準】 ① 秘匿されるべき必要性が高い情報であり
 ② 開示さえることについて本人に同意がなく
 ③ 自己が欲しない他者にはみだりにこれを公開されたくないと思えることが自然なことであり、
 そのことへの期待が保護されるのである場合

民法の理解

□民法の全体像

第1編

総則

第1章 通則

第2章 人

第3章 法人

第4章 物

第5章 法律行為

第6章 期間の計算

第7章 時効

第2編

物権

第3編

債権

第1章 通則

第2章 契約

第3章 事務管理

第4章 不当利得

第5章 不法行為

第4編

親族

第5編

相続

民法の理解/契約

□契約の主体

- ・ 人→自然人：出生時から当然に権利能力の主体となる
 - 法人：法律により一定の目的のために権利能力を認められた団体
- ・ 権利能力：私法上の権利義務の帰属主体となることができる資格
- ・ 意思能力：法律関係を発生させる意思を形成し、それを行う形で外部に発表して結果を判断、予測できる知的能力
- ・ 法律行為：法によって行為者が希望した通りの法律効果が認められる行為
- ・ 行為能力：法律行為を単独で行うことのできる法律上の資格

□代理制度⇒代理人が本人に代わって意思表示を行い、その法律効果が本人に直接帰属する制度

- ・ 任意代理：行為能力者であっても、本人自らが代理人を選んで、これに一定の法律行為を行う権限を与えるもの
- ・ 法定代理：法律の規定によって代理権が与えられるもの
- ・ 無権代理：代理権を持っていないものが勝手に代理行為をすること
- ・ 表見代理：無権代理人が真実の代理人であるかのような外観が作出され、その外観を信頼して取り引きした相手方を保護する制度

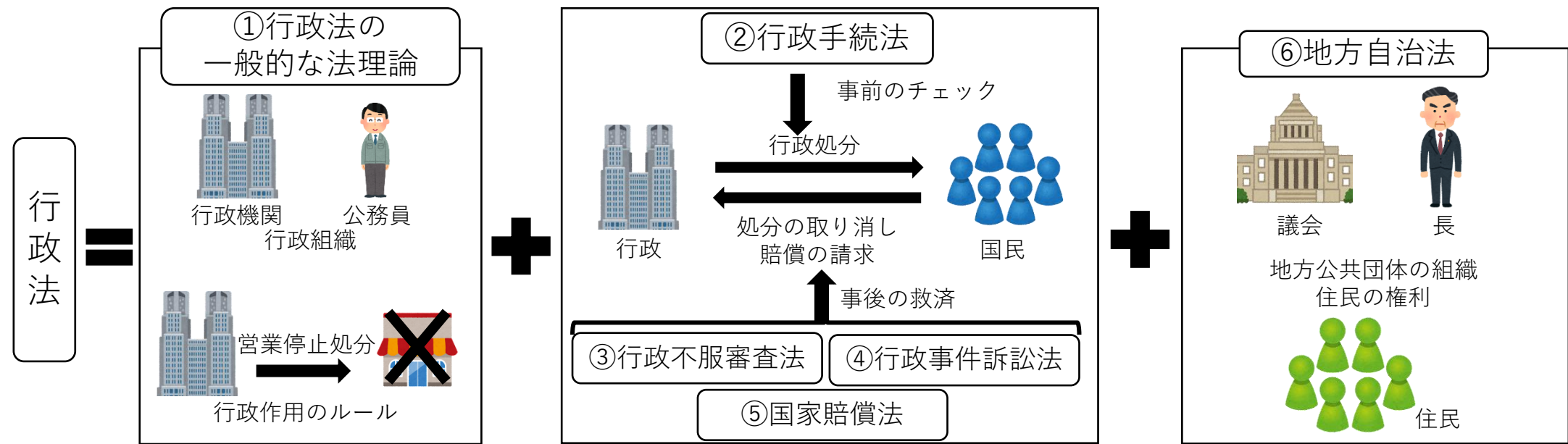
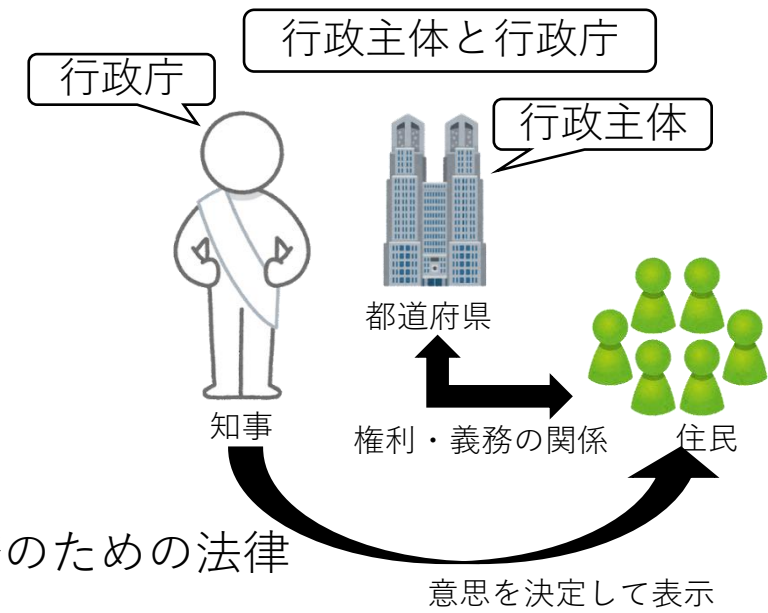
行政法

□ 行政法：行政権にかかわる法律

⇒ 行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法など膨大な数の法律の総称

行政法の分類

- ・ 行政組織法 → 国や地方公共団体の内部の仕組みに関する法律
例：国家行政組織法、地方自治法
- ・ 行政作用法 → 国や地方公共団体の外に向けた活動に関する法律
例：行政手続法、行政代執行法
- ・ 行政救済法 → 国や地方公共団体の活動により権利を侵害された国民の救済のための法律
例：行政事件訴訟法、国家賠償法



ソーシャルワーカーと法の関わり

ねらい：ソーシャルワーカーには、社会生活を規律する主要な法についての基本的な知識と理解が求められる
日本国憲法の理解、民法や行政法に関する知識が必要

□ 法の基礎理論

1. 法の概念

法→社会規範の一種

社会規範：道徳、宗教、慣習、礼儀など

⇒法は強制力を背景に、紛争の予防と解決という効力を持つ社会規範

法は国家によって強制される点で、
他の社会規範とは異なる

2. 法の分類

①法源：裁判をするにあたって裁判官がよりどころとする基準

⇒成文法：文書の形式で制定された法、制定法ともいう

不文法：文書によって表現されていない法、慣習法、判例法、条理など

・成文法

憲法：国家の統治機構のあり方や基本原理を定める基本法

国家の最高法規、憲法の規定に反する他の法源はその効力を有しない

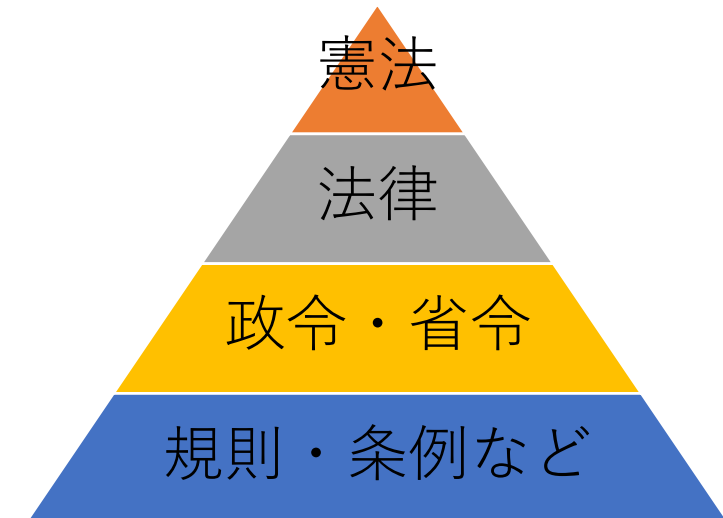
条約：国家間、または国家と国際機関との間に締結される文書による合意

法律：国民の代表機関である国会において成立した法

法律は、命令・規則および条例に優位する

命令・省令：国の行政機関が制定する法形式（政令、内閣府令、省令など）

規則・条例：地方公共団体が制定する法形式



ねらい：社会福祉士（ソーシャルワーカー）がとらえる権利擁護の基盤にある人権と諸権利、
権利擁護の視点と方法について概観する

人々が安心して自由に、自分らしく生きる権利と、
その可能性が脅かされ、暴力や虐待、
権利侵害といった状況がまかり通る社会を
放置しておくことはできない

□ ソーシャルワークと権利擁護

1. 社会福祉がとらえる権利擁護

①社会福祉士の倫理綱領（2005）

②ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（2014）

⇒ソーシャルワークとして権利擁護

人権と社会正義の原理を基盤として、すべての人間がかげがえのない存在としてその尊厳が尊重され、
自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を図り、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指す

⇒社会福祉実践において利用者の意見や権利主張を側面的に支援し、権利擁護のための法制度や政策を活用して
代弁・弁護していくことが社会福祉がとらえる権利擁護

2. 権利擁護の視点→「当事者をどのようにとらえるか」「当事者にどう援助者として向き合うか」

①一人ひとりがかけがえのない存在である（人権、価値、個別化）

②人はみな生きる力を持っている（人権）

③自分の人生を自分で決める権利と力がある（自己決定、自己選択、残存能力）

④あなたはひとりではない（関係性）

⑤相手を理解する際に、自分のできないことや失われた面のみならず、強みや強さに目を向ける（ストレングス）

⑥力を引き出し、強めていく（エンパワメント）

⑦人はかかわり方によって変化する存在である（変化の可能性）

⇒権利主体は当事者本人であり、その人の力を引き出すとともに、社会環境を整えて側面からの支援をしていく
こと、そして時に代弁していくことが権利擁護実践である

ソーシャルワークと権利擁護

□ソーシャルワークの基盤にある人権

世界人権宣言（1948）

→人権を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として保障すべきもの

日本では、憲法 第11条「基本的人権の享有」に掲げられ、侵すことのできない永久の権利として位置づけ

【CHECK】世界人権宣言をより具体化し、法的拘束力をもたせたものなど

- ・ 国際人権規約
- ・ 難民の地位に関する規約、人権差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約
障害者の権利に関する条約など ⇒ 人権の国際的保障を進めている

□権利擁護の内容

1. 社会福祉における権利

- ・ 憲法 第25条 生存権、第14条 法の下での平等、第13条 個人の尊重と幸福追求権、自己決定権

2. 福祉サービス利用者の権利

利用者の権利を擁護し、対等な関係を構築するためには…

- ①福祉サービスの情報に関する援助⇒利用者側に立った情報の公開と説明への援助、利用者情報の保護や開示
- ②福祉サービスの利用への援助⇒なるべく容易な方法で利用開始に至る、迅速な対応と公正な受給資格の認定
- ③福祉サービスの量と質の向上への援助⇒利用者へのサービス内容の公開と説明、自己決定・選択の権利の尊重
- ④不服の申立てなどへの援助⇒利用者の権利が侵害されるような場合には不服申立てや苦情解決制度の利用支援
- ⑤住民本位のまちづくりへの援助⇒地方自治への住民参加と参画により主体的に地域福祉を築けるよう支援

3. 契約上の権利⇒対等な立場による関係性の構築が必要、利用者保護と利用への支援が不可欠

□社会福祉の変革と権利擁護

1. 社会福祉基礎構造改革と権利擁護

社会福祉基礎構造改革

- ・措置制度（行政処分） → 契約による利用方式（サービスの選択と契約締結による方式）
- ・してあげる、してもらう → とともに生きる
- ・援助対象としての人間 → とともに生きる存在としての人間

⇒権利擁護の実践としては、ただ単に利用者保護に留まらず、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、障がいの有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるために利用者の意見や権利主張を側面的に支援したり、代弁・弁護していく

2. 自己決定・自己選択の尊重

自己決定・自己選択が重視されることは大きな意義→自分の生き方を自分で決め、その決めたことに責任を持つ

⇒サービス利用者すべてが適切に自己決定や選択ができるか？

- ・依存的で自己決定に慣れていない人、自己決定をしてはいけないと思っている人
- ・判断能力が低下し自己決定が適切に行えない人

エンパワメント・アプローチ

⇒利用者へは自分の権利を主張してもよいこと、自分らしく生きることを働きかけていく

エンパワメント

人間が本来もっている様々な力を、本人とともに、本人を取り巻く社会環境に働きかけ、外的な抑圧をなくし、また本人自身の内的な抑圧を低減していくことで取り戻していく過程であり活動

意思決定支援

□ 意思決定支援

自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援

⇒知的障害や精神障害（発達障害を含む）等で自己決定に困難を抱える障害者が、

日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、

本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために

事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み

□ 障害者権利条約第12条と意思決定支援

チョイス・アンド・コントロール

障害のあるなしにかかわらず、さまざまな選択の機会が保障され、その選択の積み重ねによって

自分なりの人生を歩んでいるという実感がもてるような社会を実現することが目的

→ 日本：2014年に条約を批准

→ 障害者権利委員会「一般的意見第1号」

障害のある人の法的能力を制限し、第三者が本人に代わって決定を行うための制度を廃止し、様々な支援を受けながらも障害のある人自らが意思決定することを可能とするための制度への概念転換が求められた

- ・ 支援付き意思決定：他者からの支援を受けながらも本人自身が意思決定をすること
- ・ 代理代行決定：意思決定ができない本人に代わって第三者が意思決定すること

意思決定支援

□ 意思決定支援における基本的姿勢

【3つの原則】

- ①表出された意思・心からの希望 (expressed wish)
- ②意思と選好に基づく最善の解釈 (best interpretation of will and preferences)
- ③最善の利益 (best interests)

	表出された意思・心からの希望	意思と選好に基づく最善の解釈	最善の利益
説明	支援者の傾聴によって表出された本人の内なる意思・希望であり、本人から意図的に表出される意思決定	本人から意図的に表出されたメッセージと、意図的にはないが本人の選好を明示する諸情報に基づき他者が解釈する、本人の意思決定	特に客観的な本人利益を重視して他者が判断する最善の利益
観点	その人が何を言っているか、何を本当に願っているか、何がその人の生きる力になっているか	その人のメッセージや発せられる情報が何であると解釈できるか	その人のために何が利益か、大局的・一般的に考えたら何がその人にとってよいか

意思決定支援を行うにあたっては、ある意思決定を行うべきか、行わざるべきかということに終始するのではなく、本人が真に何を望んでいるのかを探求することが大切である

意思決定支援ガイドライン

□ 意思決定支援ガイドライン

①厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部（2017年3月）

「障害者福祉サービスなどの提供に係る意思決定支援ガイドライン」→障害福祉サービスガイドライン

②厚生労働省 医政局（2018年3月）

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

③厚生労働省 老健局（2018年6月）

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」→認知症の人のガイドライン

④厚生労働省 医政局総務課（2019年6月）

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

⑤意思決定支援ワーキング・グループ（2020年10月）

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」→後見事務ガイドライン

意思決定支援ガイドライン

□ 意思決定支援ガイドライン

①厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部（2017年3月）

「障害者福祉サービスなどの提供に係る意思決定支援ガイドライン」→障害福祉サービスガイドライン

⇒ 支援付き意思決定と代理代行決定の双方を含めた概念

国際的な意思決定支援の定義づけとはやや異なっている

本人の意思決定がどうしても困難な場合 → 根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する

②厚生労働省 医政局（2018年3月）

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

⇒ 意思決定支援の定義を明確に設けていない

③厚生労働省 老健局（2018年6月）

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」→認知症の人のガイドライン

⇒ 認知症の人の意思決定をプロセスとして支援する

1. 意思形成支援、2. 意思表示支援、3. 遺志実現支援

→ 意思決定の主体である本人による意思決定を支援する支援付き意思決定の概念に合わせて定義づけ

意思決定支援ガイドライン

□ 意思決定支援ガイドライン

④厚生労働省 医政局総務課（2019年6月）

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

⇒ 医療現場における安心して必要な医療が受けられるように策定

医療現場における成年後見人等の役割とその関わりの方法について整理

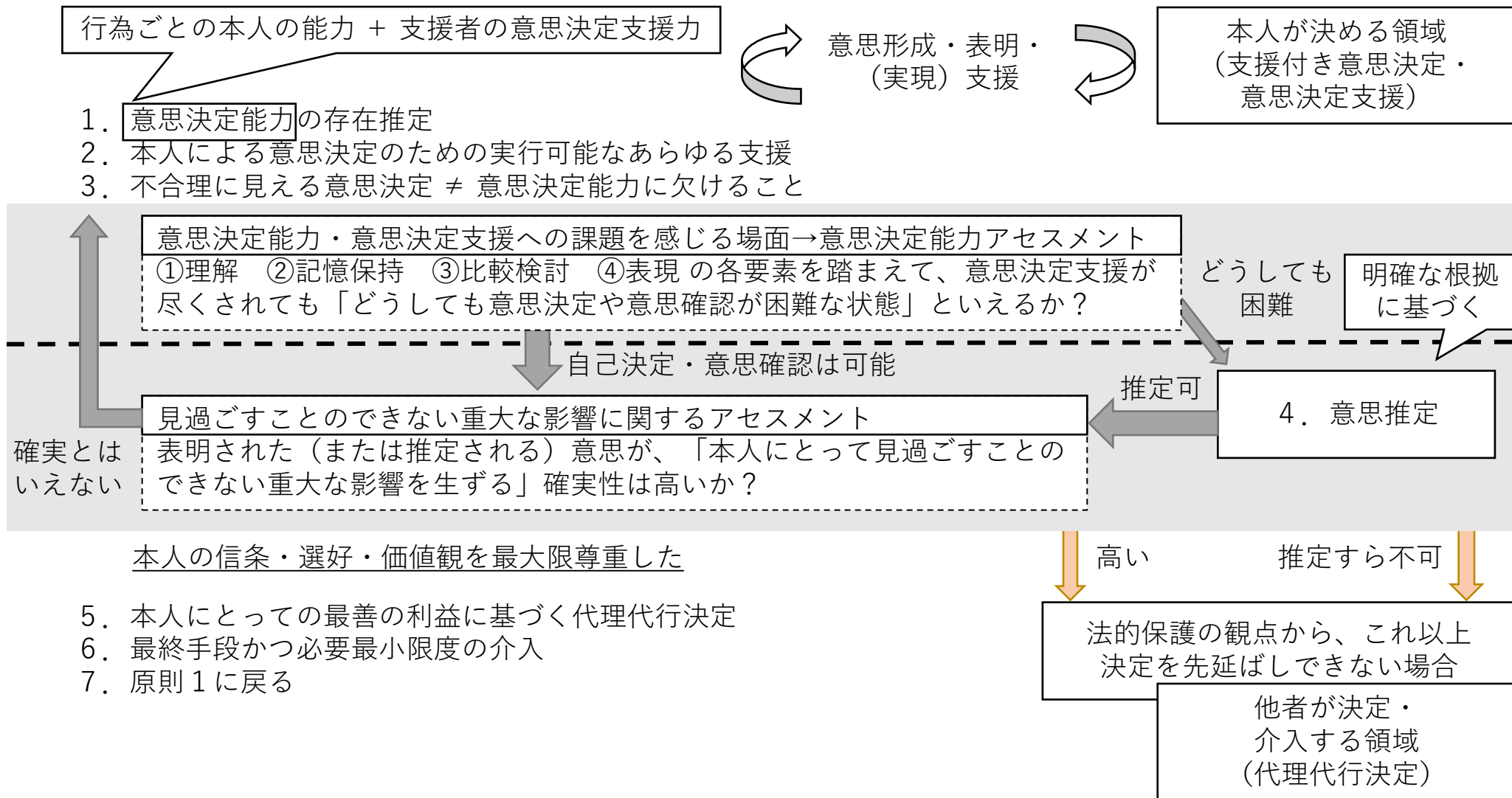
⑤意思決定支援ワーキング・グループ（2020年10月）

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」→後見事務ガイドライン

⇒ 支援場面はやや限定されているが、意思付き意思決定の概念に合わせた定義づけ

意思決定プロセス

□ 意思決定プロセスの全体像



意思決定支援ガイドライン

□ 支援付き意思決定の領域における原則

第1原則 意思決定能力の存在推定

⇒ すべての人は意思決定能力があることが推定される

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の提供

⇒ 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ代行決定に移ってはならない

第3原則 不合理に見える意思決定の尊重

⇒ 一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで意思決定能力がないと判断してはならない

□ 代理代行決定への移行場面と代理代行決定の領域における原則

第4原則 明確な根拠に基づく意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）

⇒ 意思決定が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする

第5、第6原則 本人にとっての最善の利益に基づく代理代行決定と必要最小限の介入

（第5原則）⇒ ①本人の意思推定すら困難な場合、または②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずる場合には、本人の信条・価値観・選好を最大限に尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない

（第6原則）⇒ 本人にとっての最善の利益に基づく代理代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、ほかにとることのできる手段がない場合に限り、必要最小限の範囲で行わなければならない

第7原則 第1原則への回帰

⇒ 一度、代理代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない

苦情解決の仕組み

福祉サービスに対する苦情への対応

- ・福祉サービスに対する苦情解決

- ・福祉サービスの苦情解決の仕組み

- ① 概要
- ② 事業者による苦情解決
- ③ 運営適正化委員会による苦情解決事業
- ④ 自治体の役割

その他の苦情解決・苦情対応など

- ・国民健康保険団体連合会による対応

- ・介護相談員派遣等事業の実施

- ・福祉オンブズマン等

- ① 行政型福祉オンブズマン、② 施設単独型福祉オンブズマン、③ 地域ネットワーク型オンブズマン
- ④ 当事者型福祉オンブズマン、⑤ 市民活動型福祉オンブズマン

虐待・暴力防止関係法の概要

□ 児童虐待防止法：児童虐待の防止に関する法律（2000年公布）

- ・目的
- ・定義
- ・児童虐待への対応

□ DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001年公布）

- ・目的
- ・定義
- ・DVへの対応

□ 高齢者虐待防止法：高齢者の虐待、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005年公布）

- ・目的
- ・定義
- ・高齢者虐待への対応

□ 障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（2011年公布）

- ・目的
- ・定義
- ・障害者虐待への対応

障害者差別解消法の概要

□ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）制定の背景

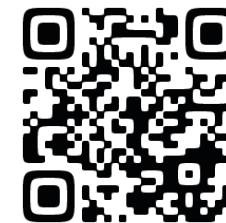
- ・ 障害者差別に関する意識

- ・ 法的枠組みの整備のあゆみ

2011年 障害者基本法改正

2013年 障害者差別解消法成立

2014年 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）/2006年国連総会採択



障害者に関する世論調査
（内閣府、令和4年）

□ 障害者差別解消法による差別解消のための措置

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止

- ・ 合理的配慮の提供

- ・ 障害者差別解消のための取り組み

□ 家庭裁判所

家庭の平和と少年の健全育成を図ることを目的に家庭内の紛争や、非行のあった少年の事件を包括的・専門的に扱う裁判所として創設

⇒ 法律的枠組みを前提としながら、心理学・教育学・医学などの科学的・専門的な見地から紛争や非行の背後にある原因を探り、事案に応じた適切・妥当な措置を講じる

組織：本庁（50か所）各都道府県所在地および北海道函館市、北海道旭川市、北海道釧路市
支部（203か所）主要な都市、出張所（77か所）交通不便な地域

職員：裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、家庭裁判所調査官、医務室技官（医師・看護師）
家事調停委員、参与員

取り扱う事件：

①家事事件（家事事件手続法その他法律で定める家庭に関する事件）⇒ 家事審判事件、家事調停事件

・家事審判事件…別表第一事件：成年後見等の開始、後見人・任意後見監督人の選解任、相続放棄、親権喪失・停止、養子縁組の許可など

別表第二事件：親権者の指定・親権者の変更、子の監護に関する処分、婚姻費用の分担、遺産分割

・家事調停事件…家庭に関する事件（別表第二事件のほか、夫婦間の離婚など）⇒ 調停前置主義

②人事訴訟事件（人事訴訟法で定める事件）⇒ 夫婦・親子等の関係をめぐる訴訟 ※調停前置主義

夫婦の離婚、養子縁組の離縁、子どもの認知、親子関係の存否の確認

③少年事件 ⇒ 全件送致主義

・犯罪少年：14歳以上20歳未満の罪を犯した少年

・触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為を行った少年

・虞犯少年：20歳未満でその性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年

権利擁護にかかわる組織、団体

□ 法務局（法務省の地方組織の一つ）

→ 民間行政事務：国民の財産や身分を保護する登記、戸籍、国籍、供託に関する事務

訴訟事務：国の利害に関係のある訴訟活動に関する事務

人権擁護事務：国民の基本的な人権を守る事務

組織：法務局（8か所）全国8ブロックに分け、そのブロックを受け持つ機関

地方法務局（42か所）法務局のある都道府県以外の県庁所在地および函館、旭川、釧路

→ 支局（約260か所）、出張所（約120か所）

主な事務：

①登記事務：不動産登記、相続登記、商業・法人登記、成年後見登記

②人権擁護事務：人権擁護委員と協力して、人権侵害による被害者の救済を図るための調査救済活動

国民に人権尊重の理念を広げるための人権啓発活動等

近時新設された制度

①法定相続情報証明制度

相続人が戸籍関係書類等とあわせて、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を提出

→その内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度

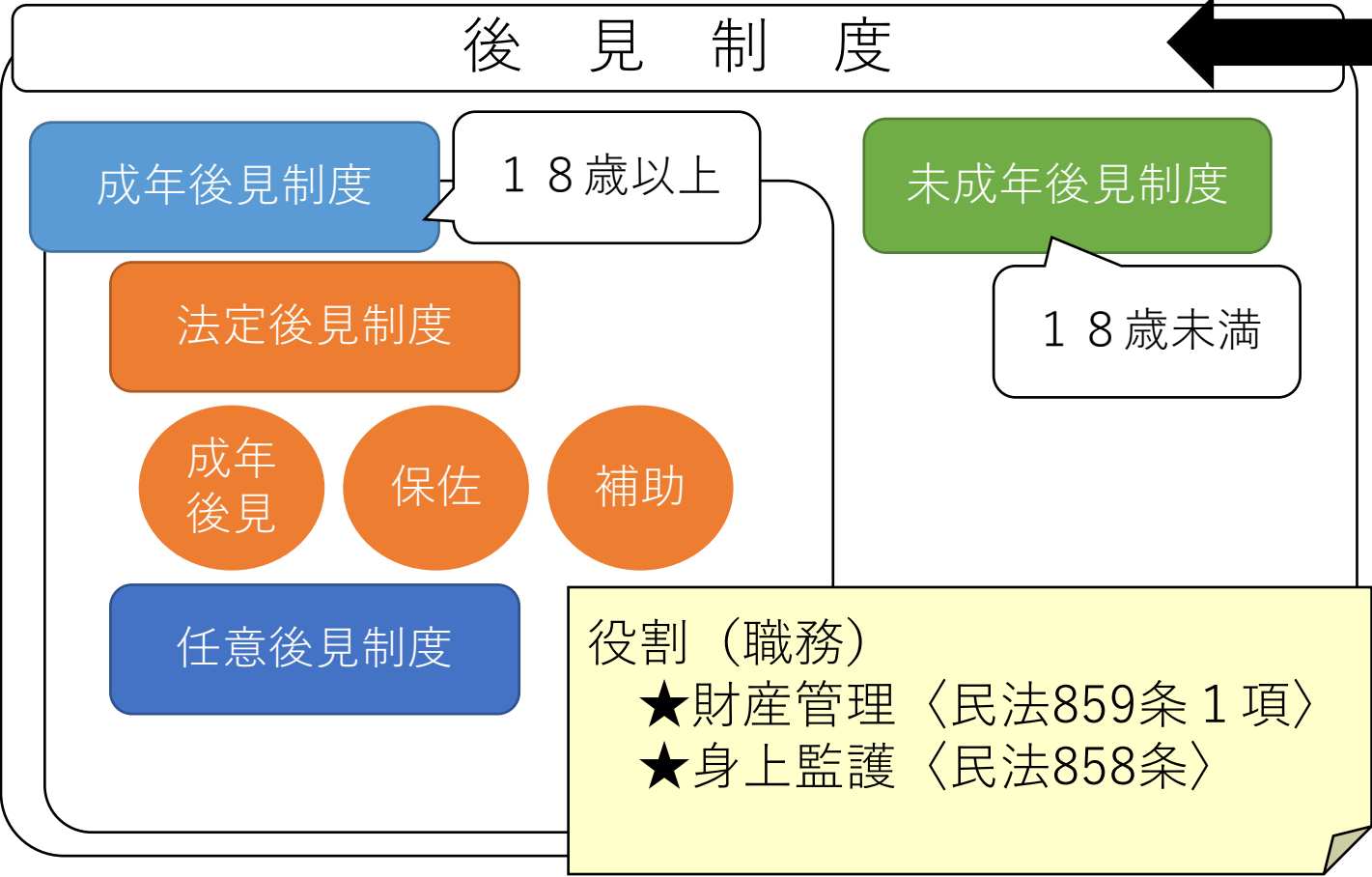
②自筆証明遺言の保管制度

法務局で自筆証明遺言を保管し、遺言者の死亡後に相続人や受遺者が

遺言書の保管の有無の調査（遺言保管事実証明書¹の交付請求）、

遺言書の写しの請求（遺言書情報証明書²の交付請求）、遺言書の閲覧をすることができる制度

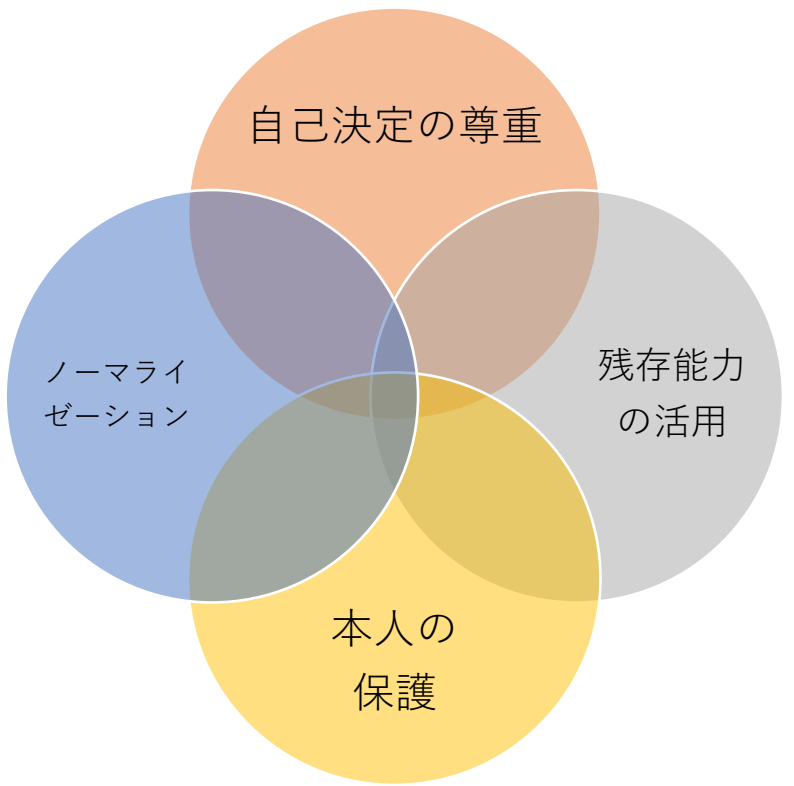
現代の社会的ニーズ、福祉ニーズに対応できない！！



旧制度（禁治産・準禁治産制度）への批判

- ・ 定型かつ硬直的な仕組み
- ・ 軽度の障害者には対応できなかった
- ・ 財産管理偏重の制度
- ・ 用語の差別性
- ・ 戸籍による公示の抵抗感
- ・ 鑑定費用の高額性

- ・ 新しい成年後見制度の基本理念
 - ・ 自己決定の尊重
 - ・ 残存能力の活用
 - ・ ノーマライゼーション



判断能力が十分ではない状態



認知症高齢者
知的障がい者
精神障がい者

支援
(財産管理・身上監護)

代理権

本人に代わって本人のための
取引や契約などを行う

同意権

本人が重要な財産行為等を行う際に、
その内容が不利益ではないかを
検討して問題ない場合に了承する

取消権

成年後見人など

本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な財産行為を行った場合に
成年後見人等がその行為を無効として原状に戻す

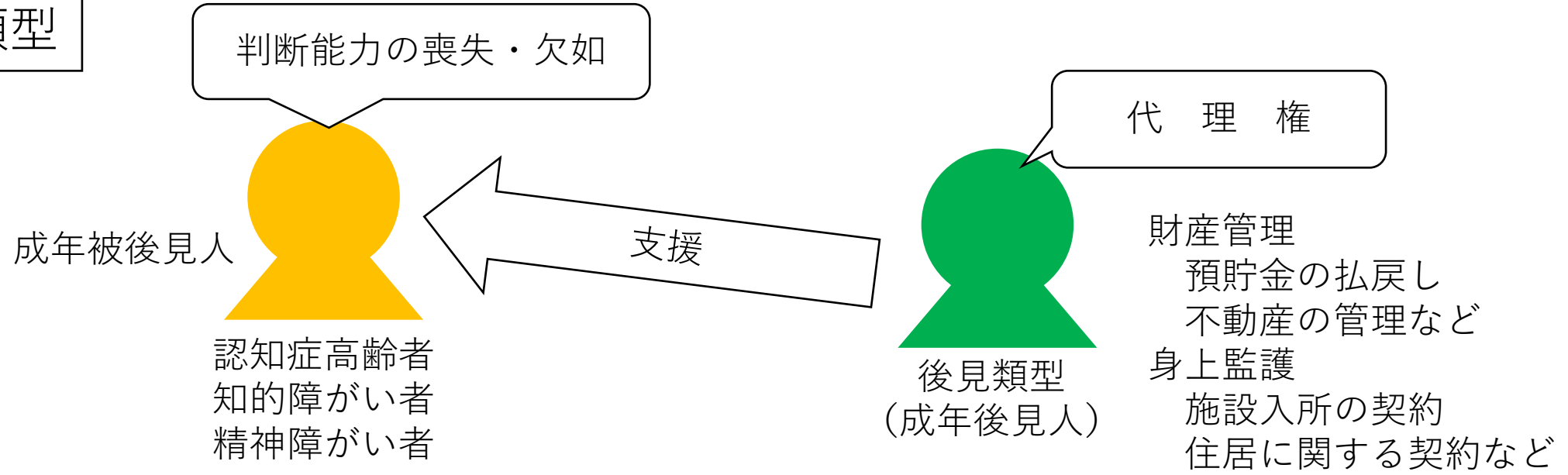
本人の意思の尊重義務、身上配慮義務

- 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない〈民法858条ほか〉
- 財産を管理する場合、投機的運用は避け、安全・確実な管理・保全を行う必要がある
- 成年被後見人の自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションを実現するため、本人の意向・希望をできる限り尊重しながら、積極的に本人の財産を活用する、という視点をもって後見事務を行う必要がある

善管注意義務（善良な管理者としての義務）〈民法644条→民法869条ほか〉

- 業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のこと
- 成年後見人が、後見事務を行うにあたって相応の注意を払う義務を怠り（つまり、善管注意義務に違反して後見事務を処理し）、これが原因で本人に損害を与えてしまった場合には、成年後見人は、成年被後見人に対して損害賠償責任を負う

後見類型

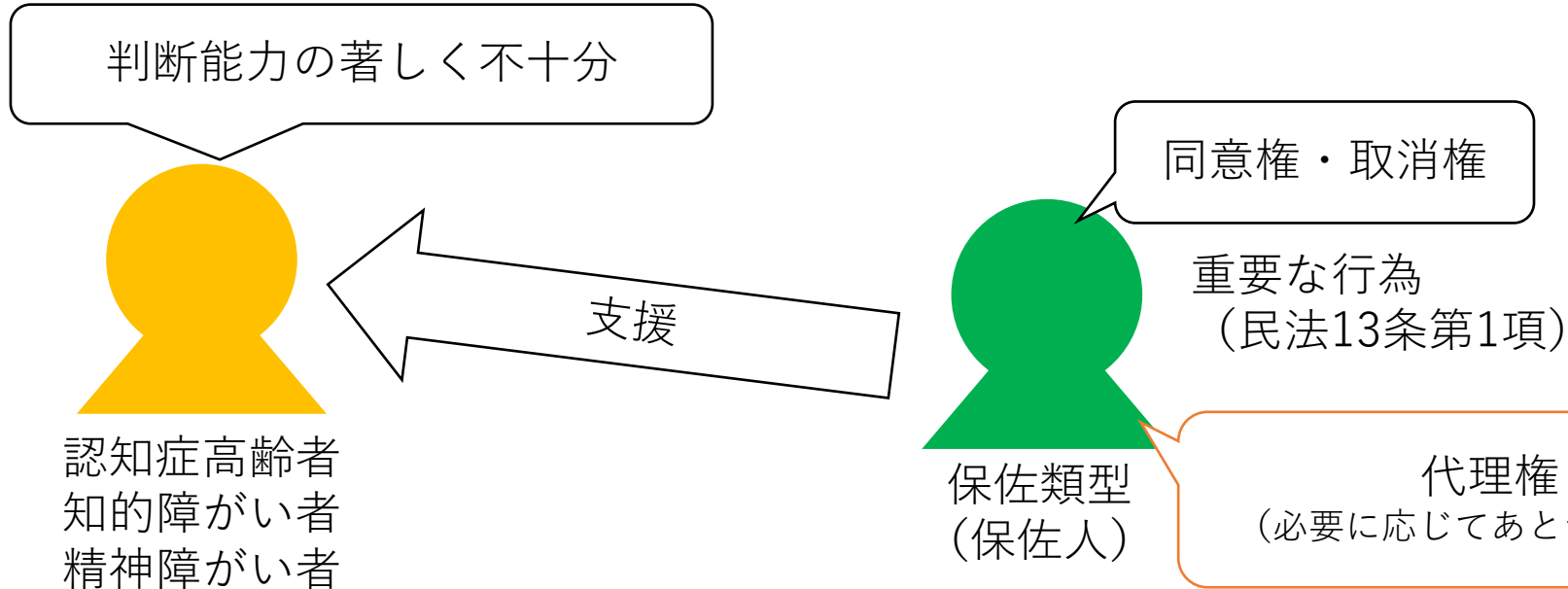


日常生活に関する行為
本人を尊重！！
(取消権の対象外)

- 居住用不動産に関する代理権の制限 (保佐、補助にも同様の制限あり)
- 複数成年後見人制度の導入
- 法人後見人の選任

- 本人の状態像 (実質的要件)
精神上の障害により判断能力 (事理を弁識する能力) を欠く常況にあること <民法7条>
⇒ 認知症、知的障害、精神障害のほか、自閉症、事故による脳の損傷、脳疾患による精神的障害等
- 利用の手続き (形式的要件)
後見開始の審判がなされること <民法7条>
⇒ 本人または4親等内の親族などの請求権者から、家裁へ「後見開始の審判」の申立てがされること
- 成年後見人の選任 <民法843条1項>
家裁は職権で成年後見人を選任する (複数の後見人、法人後見としても選任される)

保佐類型



□ 本人の状態像（実質的要件）

精神上的の障害により判断能力が著しく不十分であること〈民法11条〉

【対象者の具体的な例】

- ① 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行うことができず、常に他人の援助を受ける必要がある（誰かに代わってやってもらう必要がある）人
- ② いわゆる「まだら状態」の人（ある事柄はよくわかるが他のことは全く分からない人と、日によって認知症の症状などが出る日と出ない日がある人の両方を含む）のうち重度の人

□ 利用の手続き（形式的要件）

保佐開始の審判がなされること〈民法11条〉

⇒ 本人または4親等内の親族などの請求権者から、家裁へ「保佐開始の審判」の申立てがされること

□ 保佐人の選任〈民法876条の2〉

家裁は職権で保佐人を選任する（複数の保佐人、法人保佐としても選任される）

保佐類型

□ 保佐人の権限 → 同意権・取消権

同意権の対象となる行為 ⇒ 民法13条1項に各号に定められた「重要な法律行為」

①元本を受領し、またはこれを利用すること

②借財または保証すること

③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること

④訴訟行為をすること

⑤贈与、和解または仲裁合意をすること

⑥相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること

⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、
負担付き贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること

⑧新築、改築、増築または大修繕をすること

⑨民法602条に定めた期間を超える賃貸借をすること

補助類型

判断能力が不十分



認知症高齢者
知的障がい者
精神障がい者

支援



補助類型
(補助人)

同意権・取消権
(必要に応じてあとから付与)

特定の法律行為や重要な行為
(民法17条第1項)

代理権
(必要に応じてあとから付与)

→成年後見人のようにすべての
法律行為に及ぶわけではない

□ 本人の状態像 (実質的要件)

精神上的の障害により判断能力が不十分であること〈民法15条〉

【対象者の具体的な例】

- ①重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人
- ②認知症の症状が、いわゆる「まだら状態」で軽度の人

□ 利用の手続き (形式的要件)

補助開始の審判がなされること〈民法15条〉

⇒本人または4親等内の親族などの請求権者から、家裁へ「補助開始の審判」の申立てがされること

※家裁は、請求に基づき「補助開始の審判」とともに、

必ず「補助人に対する代理権または同意権の付与の審判」をする⇒申立権者は必ず申立てをする

□ 補助の選任〈民法876条の7第1項〉

家裁は職権で補助人を選任する (複数の補助人、法人補助としても選任される)

成年後見登記制度

従来の禁治産・準禁治産宣告の
戸籍記載に代わる新たな公示方法

□ 後見登記等に関する法律に基づいて創設された制度

- ・ 「登記」という方法により管理・証明
- ・ 開示を求めることができる者を限定 → 取引の安全性の確保とプライバシーの保護

□ 法定後見、任意後見に関する事柄を公示するための登記制度

- ・ 登記事務⇒法務大臣の指定する法務局もしくはは地方法務局等において電子情報処理組織によって処理
- ・ 登記情報の開示
 - ⇒ 登記事項証明書の交付
 - ⇒ 閉鎖登記事項証明書の交付

交付請求権者

① 登記記録に記録されている者

本人、成年後見人、成年後見監督人、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

② 登記記録に記録されているもの以外の者

本人の家族、未成年後見人、国または地方公共団体の職員等

□ 類型：①後見等の登記、②後見命令等の登記、③任意後見契約の登記

□ 手続き

⇒ 裁判所書記官または公証人の囑託で行われる登記（原則）

① 法定後見開始の審判等の登記、② 任意後見契約の登記、③ 変更の登記、④ 終了の登記

⇒ 申請に基づいて行われる登記：後見人が申請する必要がある

① 変更の登記、② 終了の登記、③ 移行の登記

任意後見制度（任意後見契約）

- 制度の概要：任意後見契約に関する法律
 - 任意後見契約：任意後見契約当事者による契約
 - 任意後見監督人：任意代理人の権限濫用防止

□ 任意後見制度の流れ

① 任意後見契約

委任者が、受任者に対し、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に関わる事務について代理権を付与する委任契約

② ポイント

- ・ 家庭裁判所によって「任意後見監督人」の選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるもの（第2条）
- ・ 契約締結に公正証書の作成が要求される要式契約
- ・ 任意後見人の受任（職務）内容は、原則的に法律行為に限定される
- ・ 一般義務として、身上配慮義務および本人の意思の尊重義務が課せられている

判断能力が不十分になった時はお願いね！！



高齢者等

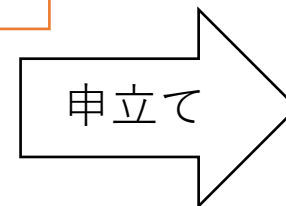


任意後見契約



任意後見受任者

任意後見人



申立て



任意後見
監督人



家庭
裁判所

最近、ちょっと心配だなあ…

任意後見制度（任意後見契約）

□ 任意後見人（任意後見受任者）

対象：資格制限がない、法人も可、複数選任も可

→ただし、以下の場合はなれない

- ・任意後見監督人選任の申立てが却下される
- ・法定成年後見人の欠格事由に該当する者
- ・本人に対して訴訟をした者およびその配偶者、直系血族
- ・不正な行為、著しいその他任意後見人としての任務に適しない事由がある者

任意後見人の権限は
「代理権」のみ
「取消権」はない

□ 任意後見監督人

任意後見監督人選任の手続き ⇒ 任意後見の開始

申立てができる人：本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

※本人以外の申立ての場合は、本人の同意が必要

役割：任意後見人を監視・監督し、その権限濫用行為を防止する

⇒ 常時、任意後見人に対して、事務の報告を求め、任意後見人の事務の状況や本人の財産の状況を調査する

具体的な職務

- ①任意後見人の事務の監督
- ②任意後見人の事務に関する家庭裁判所への定期報告
- ③緊急時における処分行為
- ④任意後見人との利益相反行為における本人の代表がある場合
- ⑤当該任意後見人の解任を請求する

□ 法定後見制度と任意後見制度との関係

⇒ 任意後見優先の原則（第10条第1項）

ただし、任意後見の発動後に、法定後見開始の審判を受けた場合、任意後見契約は終了

任意後見制度（任意後見契約）

□ 任意後見制度の利用形態

- ①将来型：任意後見契約単独利用将来型
- ②即効型：任意後見契約単独利用即効型
- ③移行型：委任契約・任意後見契約併用型

□ 任意後見人の報酬および費用

任意後見人の報酬：無報酬⇒報酬を受ける場合には、特約が必要（民法第648条第1項）

任意後見人の費用

- ・本人は、任意後見人の請求があり次第、事務処理に要する費用を支払わなければならない
- ・任意後見人が事務処理に要する費用を立て替えた場合には、本人から、その費用を支出日以降の利息を含めて償還することができる
- ・任意後見人は、本人のために自己の名で債務を負担した場合には、本人に対し、その債務の弁償または担保の提供をもとめることができる

□ 任意後見の終了

①解除

- ・任意後見監督人選任前：いつでも、公証人の認証を受けた書面によって解除できる
- ・任意後見監督人選任後：正当な理由がある場合に限り、家裁の許可を得て解除できる

②解任

③民法上の委任の終了原因

- ・委任者の死亡・破産
- ・受任者の死亡・破産
- ・受任者が後見開始の審判を受けたとき

日常生活自立支援事業

□ 日常生活自立支援事業（2003年からの名称）

⇒福祉サービス利用援助事業を普及・啓発することを目的とした国庫補助事業

□ 背景

- ・1999年10月に「地域福祉権利擁護事業」として制度化
- ・社会福祉基礎構造改革によって福祉サービスの利用形態が、「措置→契約」となることから、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉サービスの利用を支援し、地域での自立した生活を支えることを制度の目的とした
- ・「福祉サービスの利用援助事業」は2000年の社会福祉法施行で、第2種社会福祉事業に位置付けられた
→社会福祉法第81条：都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等

□ 目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する

□ 実施主体

都道府県・指定都市社会福祉協議会

⇒業務の一部を圏域の中核となる市区町村社会福祉協議会（基幹的社協）へ委託できる

□ 対象者

「判断能力が不十分」であり、かつ「事業の契約の内容について判断しうる能力を有している」と認められる者

⇒居宅生活者に限定せず、施設入所者や入院患者も含まれる

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な状態
※療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない
※認知症等の医師の診断を必要としない

日常生活自立支援事業

□ 援助の内容

- ①福祉サービスの利用に関する援助
- ②福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- ③住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

□ 援助内容の基準

- ①預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ②定期的な訪問による生活変化の察知

□ 事業による援助の方法

- 利用者が自ら各種手続きが行えるよう「相談・助言、情報提供」「連絡調整」が基本、必要に応じて「代行」
- ・相談・助言：利用者に同行して、役場や金融機関の窓口等で手続きの説明や助言を行うことも含まれる
 - ・代行：本人が作成した契約書等を事業者へ届ける、本人から現金を預かって事業者にサービス利用料を支払う
 - ・代理：在宅福祉サービスの利用手続き・費用の支払い、本人が指定した金融機関口座の払い戻し
⇒限定的な対応で、事前に契約締結審査会に諮る

□ 契約の締結と解除

契約の締結：利用者は書面により契約を交わし、援助内容を定めた支援計画によりサービスを利用
契約締結能力に疑義がある場合には、実施主体が設置する「契約締結審査会」に判断を求める
契約締結能力がなくなった場合、成年後見制度を活用して事業を利用することができる

- 契約の終了：①利用者が解約の申し出をしたとき（いつでも可能）、②本人が死亡したとき
③利用者の施設入所・長期入院により基幹的社協の管轄を超え継続的な援助が難しくなったとき
④利用者が基幹的社協のサービス提供地域外に居所を移転した場合
⑤利用者の意思が確認できないため、本人の生活にふさわしい新たな支援計画が作成できない場合
⑥契約書に定められた契約期間を終了したとき

成年後見制度利用支援事業

□ 成年後見制度利用支援事業

概要：権利擁護を図るために、成年後見制度の利用が有効にもかかわらず、利用が困難な人に対し制度の利用を支援する制度

展開：2000年 国の補助事業としてスタート→対象は身寄りのない重度の認知症高齢者で、市町村長申立てに限定
→知的障がい者へ対象拡大（2002年）

2006年 制度改正→障がい者：障害者自立支援法の地域生活支援事業
高齢者：介護保険制度の地域支援事業

現状：高齢者→介護保険法（2006年改正）地域支援事業の任意事業として位置づけ

障がい者→障害者総合支援法（2012年4月～）市町村地域生活支援事業の必須事業として位置づけ

利用対象者：認知症高齢者、知的障害者または精神障害者で、成年後見制度の必要経費の助成を受けなければ制度の利用が困難な人

補助対象：①申立費用（登記印紙代、鑑定費用など）、後見人などの報酬の助成
②パンフレットの作成・配布、説明会の開催など

□ 市町村長申立て

成年後見制度の家裁への申立ては、市町村（首長）も申立てることが認められている

⇒ 老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2

対象：①親族がいないかまたは不明な場合、②親族がいても音信不通であったり、申立てを拒否する場合
③虐待等により権利侵害が生じている場合（高齢者虐待防止法9条に一時保護と市町村長申立てが規定）
④福祉サービスの申請・契約など財産管理と身上監護の両面から本人保護を図る など

流れ：2親等以内の親族の有無の確認→3親等または4親等の親族で審判請求をする人が明らかではない
→家裁に後見等の開始の審判の請求→家裁による審判手続き

成年後見制度利用促進

□ 成年後見利用促進法

基本理念：成年後見制度の理念の尊重

⇒ 保佐・補助の利用促進の方策の検討、成年被後見人等の権利制限にかかる制度の見直し

成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討、死後事務の範囲の見直し

任意後見制度の積極的な活用、国民に対する周知

意思決定支援

市民後見人

+ 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

⇒ 地域住民の需要に応じた利用の促進、地域において成年後見人等となる人材の確保

成年後見など実施機関の活動に対する支援

+ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

⇒ 関係機関などにおける体制の充実強化、関係機関等の相互の緊密な連携の確保

基本計画：成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しなければならない（国）⇒2017～2021年の概ね5年間

【ポイント】

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

⇒ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代

⇒ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

⇒ ①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備

⇒ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う

「中核機関（センター）」の整備

3. 不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和

⇒ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進

□ 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備

- ・ 制度を活用し、認知症高齢者や障がい者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支える
- ⇒ 中核機関（センター）を設置・運営し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを動かしていく

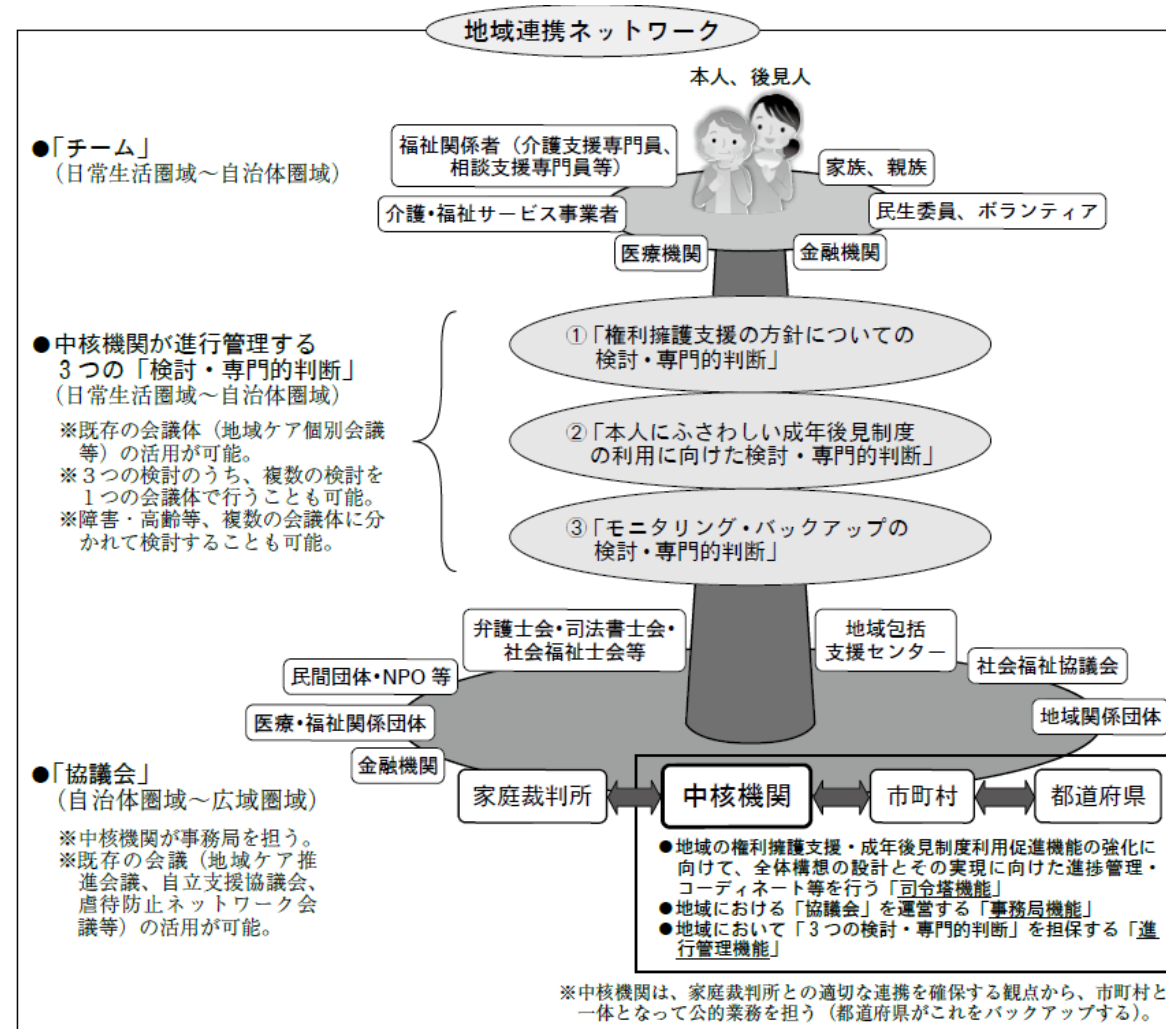
【役割】

- ① 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- ② 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ③ 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※ 3つの検討・専門的判断：支援方針、候補者推薦、モニタリング・バックアップ

※用語の確認

- ・ チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意志や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。
- ・ 協議会：成年後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体
- ・ 中核機関：地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくための機関



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。